

議案第 十三 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。



昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）
 の一部を次のように改正する。

別表第一中

給料月額
一九一、〇〇〇円
一四六、〇〇〇円
一三〇、〇〇〇円
一三〇、〇〇〇円

を

給料月額
二一九、〇〇〇円
一七〇、〇〇〇円
一五三、〇〇〇円
一四八、〇〇〇円

に改める。

附 則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年十月一日から適用する。

（給与の内払）

改正前の特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭

和四十六年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、特別職の職員で常勤のものに支払われた給与は、改正後の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。